

鹿沼市告示第205号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第2項第3号の規定による特定区域を定めるので、同法第16条第3項の規定により当該特定区域設置計画書の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定区域設置計画書の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに鹿沼市に意見書を提出することができる。

令和8年9月25日

鹿沼市長 松 井 正 一

1 縦覧場所

鹿沼市役所 経済部農政課 鹿沼市今宮町1688番地1

2 縦覧期間

自 令和8年9月25日(金曜日)

至 令和8年10月9日(金曜日)

3 意見書の提出方法

- (1) 意見書を提出できる者は、当該特定区域設置計画書の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和8年10月9日とする。
- (3) 意見書(様式自由)により鹿沼市経済部農政課に直接持参、郵送、電子メール等にて提出してください。なお、受付時間は、執務時間内とします。
- (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。なお、市外居住の者は、市内の通勤、通学先の所在地も併せて記載してください。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告することとする。